

平成 30 年 10 月 11 日

## 任期付研究員（健康長寿研究室研究員）の公募について

1. 職名及び人員 健康長寿研究室研究員（任期付・若手型）1 名

2. 業務内容及び当方の希望条件

(1) 業務内容

健康長寿研究室は 2018 年 4 月に新しく創設された研究室です。日本は超高齢化社会を迎え、2055 年には 65 歳以上の高齢者人口が約 40%に達すると予想されており、健康寿命の延伸が大きな社会課題となっています。健康寿命延伸により、高齢者が健康で自立した生活を楽しむことができる期間が長くなり、同時に、介護・医療等が必要となる健康寿命と平均寿命の差、所謂「ケア期間」を短縮することが必要とされています。

健康長寿研究室の役割は、上記課題を解決するために、自治体（市町村や都道府県）や、大学、国立研究機関、企業等と連携しながら、健康寿命延伸のための科学的エビデンス確立、および社会実装を目指した研究に取り組むことです。

(2) 当方の希望条件

ア 人の健康寿命延伸に関する研究領域において、博士の学位を有する者

イ 運動と栄養の両方に関する地域コホート研究・測定評価研究・介入研究等の実績を有する者

ウ 自治体と協働して研究事業を実施した経験があることが望ましい

エ 介護予防やフレイル予防に関する厚生労働行政について知識があること

3. 提出書類

(1) 履歴書（写真貼付）

(2) これまでの研究成果の概要（800 字以内）

(3) 研究業績等一覧（目録）

様式は当研究所のホームページ（研究員応募用）を参照。

ホームページアドレス：<http://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/besshi.pdf>

※同じ内容のものであれば異なる様式でも差し支えない。

(4) 主要論文別刷（5 編以内）

(5) 今後の抱負（1200 字以内）

4. 応募締切日：平成 30 年 11 月 30 日（金）17:00 必着

5. 任用予定日：平成 31 年 4 月 1 日（予定）  
応募者の希望によっては調整可能
6. 任用期間：採用日から 2024 年 3 月 31 日まで（6 ヶ月の試用期間含む）
7. 給与及び勤務条件等については、当研究所の「任期付研究員の採用及び給与に関する規程」によります。  
※ 給与については、国家公務員に準拠し改定されます。  
※ 給与規程は以下のアドレスで確認できます。  
ホームページアドレス：[http://www.nibiohn.go.jp/eiken/about/kan\\_top.html](http://www.nibiohn.go.jp/eiken/about/kan_top.html)  
(情報公開>関連法規等 を参照)  
※ その他諸手当は国の「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」に準拠します。
8. 書類提出先  
〒162-8683 東京都新宿区戸山 1-23-1  
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所 所長 阿部圭一  
※応募書類の封筒には『健康長寿研究室研究員（任期付）応募』と朱書きのうえ、当職宛て親展とし、書留にて郵送のこと。
9. 問い合わせ先  
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
総務部健栄研総務課長 川又  
電話：03-3203-5721（内線 4004） メール：[eiken-syomu@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-syomu@nibiohn.go.jp)
10. その他  
選考の過程において面接することもあります。ただし、その際の旅費等については応募者の負担となります。  
なお、内閣府まち・ひと・しごと創生本部において「国立健康・栄養研究所（東京都新宿区）の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受入体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関との間で調整を行い、平成 28 年度中に成案を得ることとする。」との政府関係機関移転基本方針が平成 28 年 3 月 22 日に決定され、平成 29 年 3 月 31 日に厚生労働省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所及び大阪府の連名で「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」が決定されました。  
※移転が決定し、単身赴任にて赴任する場合には、規定による単身赴任手当が支給されます。